

和歌山工業高等専門学校専攻科担当教員基準

制 定 平成18年1月25日

最近改正 平成19年4月1日

(趣旨)

- 1 この基準は、専攻科担当教員の資格、認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。
(担当教員の資格)
- 2 専攻科担当教員は、高等専門学校設置基準第11条の教授、第12条の准教授、第13条の講師又は第13条の2の助教の資格を有し、次に掲げる条件を満たしている者とする。
 - 一 原則として、博士の学位を有する者。ただし、講義を担当する場合で、学位取得者と同
等以上の業績が認められる者は、この限りではない。
 - 二 原則として、過去3年以内の研究業績を有する者
 - 三 学校の教育・運営方針を理解し、教育方針に沿った学生指導を行っている者
(担当教員の認定及び再認定の原案作成)
- 3 担当教員の認定及び再認定の原案作成は、専攻科委員会が次に掲げる事項により行うもの
とする。
 - 一 担当教員の認定に関する原案は、論文及び研究発表を記した研究業績一覧並びに J A
B E E に対応した教員個人調書を基に作成する。
 - 二 担当教員の再認定に関する原案は、専攻科担当教員から所定の期日までに提出された年
間の研究業績、シラバス、授業進捗報告書、授業完了書、特別研究実施計画・指導報告書
を基に作成する。
(担当教員の認定及び再認定)
- 4 担当教員の認定及び再認定は、企画会議が、専攻科委員会で作成した原案を基に審査し、
校長が認定する。なお、審査は、毎年度実施するものとする。

附 則

この基準は、平成18年1月25日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。